

平成27年6月11日
地方独立行政法人宮城県立こども病院

「宮城県立こども病院 拓桃館・院内移転業務」仕様書等に対する質問書への回答

番号	質問事項	回答
1	・委託仕様書の5-(7)-④より 「移転先物品レイアウト図(ナンバリング図面) に対応した、移転先物品に貼付するラ ベルを作成し甲に提供する。」と記され ていますが、通常の移転業務で使用し ている行き先とレイアウト番号が空欄にな っているラベルを提供するという事で 足りるでしょうか。	行き先が記載してあり、レイアウト番号が空欄 であるラベルを必要数提供していただきます。
2	・委託仕様書の5-(7)-⑥より 「解体・組立を伴う物品等の移設、再 組立」と記されていますが、解体した 物品についてのみ現在の状態に組立 てし、現在の状態で組立されていない 物品については、そのままにしておく という認識でよろしいでしょうか。	解体した物品は移設後に現在の状態に組 立てし、現在は組立されていない物品は、 移設のみしていただき、組立ては不要とな ります。
3	・委託仕様書の(別紙1) 基本計画 4-(1)より 「既存棟内(リハビリテーション部門) の医療機器については、原則として甲が移 設・設置するものとする。」と記され ていますが、その他の部門の医療機器 については、受託者が行う事になるの でしょうか。	記載には誤りがあり、「既存棟内(リハビリテ ーション部門 <u>を除く</u>)の医療機器については、 原則として甲が移設・設置するものとす る。」が修正後となります。つまり、リハビ リテーション部門の医療機器についてのみ受託 者に移設をお願いすることになり、その他 の部門の医療機器は、委託者である甲が移 設します。